

第1部 全車両共通仕様 (HRCトロフィーに基づくNSF100を除く)

1. ブレーキは前輪後輪にそれぞれ安全で独立した有効なブレーキを備えねばならない。
2. ハンドルは、回転角度を左右いっばいに切った時に、ライダーの指を挟まないようにハンドルと燃料タンク・カウリング等間に間隔を確保せねばならない。
3. クラッチレバー・ブレーキレバー・フットレスト・ペダル類の先端は、丸める等接触時に引っ掻いたり刺さったりしないような加工・施工をせねばならない。
4. サイドスタンドステーは、切除を推奨する。
5. バックミラー・スタンド類・フロントバスケット・リアキャリアは取り外さねばならない。また、ヘッドライト・テールランプ・ウインカー類も取り外すかテーピングを施さねばならない。
6. 安全上、フロントカウル・アンダーカウルの着用を強く推奨する。着用しない場合においては、カウルステーも取り外さねばならない。また、フロントカウルを装着しない場合については、ゼッケン番号を提示するプレートを代わりに装着せねばならない。
7. フレームの加工については、最小限の不要ステーのみ切除可。
8. カウル・燃料タンクは、ボルトでもって強固に固定せねばならない。転倒時の脱落を確認した場合、整備不良とみなし当該ライダーにピットインを指示する場合がある。
9. オイルドレーンボルト及び給油口（エンジンオイル・ミッションオイル）は、緩み・脱落防止に有効なワイヤーロックを施さねばならない。
10. 転倒時等にオイル・ガソリン・ラジエーター液がコース上に流出する事を防止する為に、容量100cc（4スト車両は250cc）以上のキャッチタンクを着用せねばならない。
11. 他のライダーに危険・迷惑を及ぼすような改造・変更をしてはならない。
12. 車両の排気音量測定は、排気管から0.5mの所に先端のセンターラインから測って45度の角度で排気管の高さと同じ高さにマイクロフォンを据え付けて測定する。測定方法は、FIM方式とする。
13. ゼッケン番号は、アラビア数字に限られる。また、その判別が著しく困難と主催者が判断した場合、その改善を当該ライダーに指示する。
14. アスクルシャフト（前後とも）の固定は、ロックナットもしくは割りピンを使用すること。
15. タイヤは、通常のルートで購入可能な物に限られる。レーシングスリックの使用は禁止する。
16. フロント・リアスプロケットの両方にチェーンカバーを装着する事。但し、リアフェンダーがチェーンカバーの機能を完全に満たしている場合の取り外しは可。また、リアドリブンガードの装着を推奨する。その場合の装着を目的としたスイングアームへの加工は認める。

第2部 2ストロークエンジン車両仕様

17. エンジン・キャブレター・電気系統・フレーム本体・燃料タンク・ホイール・ブレーキ・駆動系・給排気系・サスペンション・クラッチ以外の部品については、特に規定されていない限りチューニングとならない範囲で変更・改造を認める。但し、それに伴うスイングアーム・フレームへの加工は不可とする。
18. リミッターカット及びC D Iユニット・ワイヤーハーネスの改造・変更は可。但し、メインキー取り外しの場合は、キルスイッチを装着する事。
19. スプロケット・チェーン・チェーンサイズの変更は可。
20. スパークプラグ・プラグキャップの変更可。プラグコードは、焼き切れ等による修繕を目的とした非純正の使用を認める。
21. リアサスペンションの変更は可。但し、それに伴うスイングアーム・フレームへの加工は不可。
22. エンジン排気量は2サイクルの50cc未満とし、オーバーサイズピストン（純正品含む）の使用は不可とする。
23. キャブレターはジェット・ニードル類の変更は可。また、インテークチャンバーの取り外し及びそれに伴う穴埋め処理は可。それ以外の変更・改造は不可とする。
24. ブレーキ（キャリパー・マスターシリンダー・トルクロッド・ディスク）は市販状態からの変更は不可。但し、その他（パッド・レバー・ブレーキオイル・ホース・ボルト類）の変更は可。
25. エアクリナーボックス・エレメントの改造・変更・取り外しは可。ファンネルの取り付けは認めるが、それに伴うキャブレター本体への加工は不可とする。
26. ラジエーター本体は、市販状態が望ましいが、同一排気量（50cc未満）用のであれば非純正の相互使用を認める。ラジエーターカバー及びサーモスタットの改造・変更・追加は可。
27. フロントサスペンションの変更は不可。但し、インナーパーツの改造・変更及びダストシールの変更・取り外しは可。
28. ホイールアッセンブリの変更は不可。但し、スピードメーターケーブル駆動用のギア及びダストシールの取り外しのみ可。ホイールカラーの変更は可。
29. 燃料タンク本体への改造・変更は不可。但し、燃料コック・給油口の改造・変更は可。
30. 排気系の改造・変更は、これを認める。
31. 排気音量の測定は、12項の規定に基づき行う。その音量は99db以下でなくてはならない。但し、レース後における測定は、プラス2dbまで許容誤差とする。
32. クラッチ機構は、クラッチスプリング・クラッチボスの変更は可。クラッチプレート・フリクションディスクは純正品のみとし、その数量が市販状態を上回ってはならない。

- 4 ストロークエンジン車両仕様 (HRCトロフィーに基づくNSF100を除く)
33. 縦型エンジン (APE・XR・NSF等) は100cc未満、横型エンジン (モンキー等) 115cc未満の車両 (非レーサーモデル含む) とし、共に空冷に限る。トランスミッションは6段以下とする。キッズバイク系車両 (CRF50、XR50、JR50、KDX50、TTR-50等) の使用は出来ない。
 34. エンジン・キャブレター・電気系統・フレーム本体・燃料タンク・ホイール・ブレーキ・駆動系・給排気系・サスペンション・クラッチ以外の部品については、特に規定されていない限りチューニングとしない範囲で変更・改造を認める。但し、それに伴うスイングアーム・フレームへの加工は不可とする。
 35. キャブレターの内径は22mm以下とし、ジェット・ニードル類の変更は可。また、インテークチャンバーの取り外し及びそれに伴う穴埋め処理は可。それ以外の変更・改造は不可とする。
 36. リミッターカット及びCDIユニット・ワイヤーハーネスの改造・変更は可。但し、メインキー取り外しの場合は、キルスイッチを装着する事。
 37. スプロケット・チェーン・チェーンサイズの変更は可。
 38. スパークプラグ・プラグキャップの変更可。プラグコードは、焼き切れ等による修繕を目的とした非純正の使用を認める。
 39. リアサスペンションの変更は可。但し、それに伴うスイングアーム・フレームへの加工は不可。
 40. ブレーキ (キャリパー・マスターシリンダー・トルクロッド・ディスク) は市販状態からの変更は不可。但し、その他 (パッド・レバー・ブレーキオイル・ホース・ボルト類) の変更は可。
 41. エアクリーナーボックス・エレメントの改造・変更・取り外しは可。ファンネルの取り付けは認めるが、それに伴うキャブレター本体への加工は不可とする。
 42. フロントサスペンションの変更は不可。但し、インナーパーツの改造・変更及びダストシールの変更・取り外しは可。
 43. ホイールアッセンブリの変更は不可。但し、スピードメーターケーブル駆動用のギア及びダストシールの取り外しのみ可。ホイールカラーの変更は可。
 44. 燃料タンク本体への改造・変更は不可。但し、燃料コック・給油口の改造・変更は可。
 45. 排気系の改造・変更は、これを認める。
 46. 排気音量の測定は、12項の規定に基づき行う。その音量は104db以下でなくてはならない。但し、レース後における測定は、プラス2dbまで許容誤差とする。
 47. クラッチ機構は、クラッチスプリング・クラッチボスの変更は可。クラッチプレート・フリクションディスクは純正品のみとし、その数量が市販状態を上回ってはならない。

第3部 オープンクラス車両仕様

48. 排気量について、特に規制は設けないが、2スト90cc未満、4スト150cc未満が望ましい。
49. 本規則第1部のうち、12項・15項を除く諸規定を満たす車両であれば、改造・変更は自由とする。